

埼玉県議会情報公開実施要綱

〔平成 11 年 9 月 28 日
議会告示第 2 号〕

(趣旨)

第1条 この要綱は、別に定めるもののほか、埼玉県議会情報公開条例（平成 11 年埼玉県条例第 2 号。以下「条例」という。）に基づく公文書の公開等の実施について必要な事項を定めるものとする。

(検索するための資料)

第2条 条例第 9 条に規定する公文書を検索するための資料は、次に掲げるとおりとする。

- 一 公文書の目録
- 二 ファイル基準表の写し
- 三 文書保存（引継）台帳の写し

2 前項の資料の閲覧については、別に議長が定める。

(公文書の検索)

第3条 職員は、公開の請求を行おうとするものの求めに応じ、公開の請求が円滑かつ適正に行われるよう、前条第 1 項の資料等を用いて当該請求に係る公文書の検索に努めるものとする。

(期間の経過による公開)

第4条 条例第 7 条第 3 項に規定する期間の標準は、次の各号の情報の種類に応じ、原則として当該各号に掲げるとおりとする。

- 一 条例第 7 条第 1 項第 1 号の情報 50 年
- 二 条例第 7 条第 1 項第 2 号から第 6 号までの情報 10 年

(公開の日時等)

第5条 公文書の公開は、議長が指定する日時及び場所において行うものとする。

(公開決定の取消し等)

第6条 議長は、条例第 10 条第 2 項の規定による公開の決定を受けたものが次の各号のいずれかに該当する場合は、その決定を取り消すことができる。

- 一 不正な手段により公開の決定を受けたとき。
 - 二 公文書の汚損、き損又は抜取りのおそれがあると認められるとき。
- 2 議長は、公開を決定した公文書を公開することにより、事務の執行に著しい支障が生じたときは、当該公開を停止することができる。

(実施状況の公表)

第7条 条例第 15 条に規定する公開の実施状況の公表は、毎年 5 月末日までに行うものとする。

2 前項の公表は、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

一 公開の請求の状況

二 公開又は非公開の決定の状況

3 第一項の公表は、議長が定める方法により行うものとする。

(調整)

第8条 公文書の公開に関し必要な調整は、別に議会事務局総務課長が行う。

附 則

この告示は、平成11年10月1日から施行する。

附 則（平成13年3月30日議会告示第2号）

この告示は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成18年12月26日議会告示第3号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。